

【多治見市】

端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	7,359	7,285	7,139	6,996	6,856
② 予備機を含む 整備上限台数	8,462	8,377	391	227	66
③ 整備台数 (予備機除く)	0	7,285	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	7,285	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	100	100	100	100
⑥ 予備機整備台数	0	533	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	533	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	7.3%	0	0	0

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 7 年度中に新端末の整備を行い、令和 8 年 4 月から利用を開始する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数 : 8,677 台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 100 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用・再資源化を委託 : 8,577 台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者へ再使用・再資源化を委託 : 0 台
- ・その他 () : 0 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

・自治体の職員が行う

○☒ 処分事業者へ委託する

○スケジュール (予定)

令和 8 年 4 月 新規購入端末の使用開始

令和 8 年 6 月 処分事業者 選定

令和 8 年 8 月 使用済端末を事業者へ引き渡し

○その他特記事項

(「⑤ 累積更新率」が令和 10 年度までに 100%に達しない場合は、その理由)